

国自貨第173号
令和7年6月25日

日本郵便株式会社
代表取締役社長 千田 哲也 殿

国土交通大臣 中野 洋昌

事業停止命令書

貴殿が経営する第二種貨物利用運送事業において、貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号。以下「法」という。）第33条第3号の規定に該当する事実が確認されたことから、下記のとおり、事業の停止を命ずる。

なお、命令に違反した場合は、法第33条の規定に基づき許可の取消し等の措置をとることがあるので付言する。

記

- 事業を停止する事業
第二種貨物利用運送事業（自らが自動車を使用して貨物の集配を行っているもの）
- 事業を停止する期間
令和7年6月25日から令和7年12月21日までの180日間